

## 日経団 VISA カード会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、日本経営開発企業団及び日経団総合コンサルティング株式会社(以下「日経団」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「日経団 VISA カード」と称します。

### 第2条(会員の資格)

本特約ならびに三井住友 VISA カード&三井住友マスター会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ入会の申し込みをした方で、三井住友カードが適格と認めた方を会員とします。

### 第3条(会員資格の喪失)

会員が、当社から、カード会員の資格を取り消される場合があっても、このことにより、日経団会員としての資格を喪失するものではありません。

### 第4条(日経団のサービスの利用)

- 1.会員は、日経団より提供する特典・サービスを受けることができます。
- 2.会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、日経団の所定の方法に従うものとします。

### 第5条(日経団VISAカードローン)

- 1.会員規約に定めるキャッシングリボは、日経団VISAカードローン(以下「本ローン」)と読み替えて適用されるものとします。また、本条に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。
- 2.本ローンの未決済残高の利用枠は20万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
- 3.本ローンの利率は、実質年率18.0%の割合とします。
- 4.前項に定める適用利率は次のいずれの事項に該当した場合には、変更できるものとします。
  - ①金融情勢の変化などにより、相当の事由がある場合には、一般的に行われている程度のものに変更できるものとします。
  - ②利息制限法およびその他法令に基づき適用利率を下げる必要がある場合。
  - ③当社が別途告知するキャンペーン等、一定期間・一定条件のもとに適用利率の優遇を行う場合。
- 5.本ローンの返済方法は、毎月元利定額返済とします。但し会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。

### 第6条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、会員規約の定め及びカード種類にかかわらず、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となる場合があります)のみとします。

### 第7条(カード種類)

会員は、本カードについて、家族カード、ヤングゴールドカードおよびリボルビング払い専用カードを申込むことはできません。

#### **第8条(本特約の改定)**

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、本カード会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約が適用されます。

以上